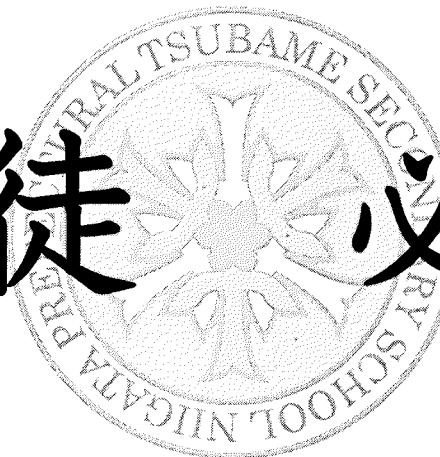


生徒必携



新潟県立燕中等教育学校

代表(事務室)	0256-63-9301	教務室	0256-63-9319
1年部	0256-63-9346	2年部	0256-63-9368
3年部	0256-63-9596	4年部	0256-63-9423
5年部	0256-63-9442	6年部	0256-63-9454
FAX	0256-66-1293	(進路指導室)	

校 是

校 章

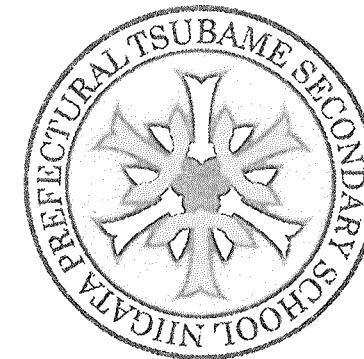
Be Glocal !

Feel, think, act and be Glocal !

教育目標

地域に立脚しつつ地球的視野で
活躍できる人材の育成

- 1 グローバルな視点を育成する教育の推進
- 2 目的意識の形成と高い学習意欲・向上心を育成する教育の推進
- 3 自己理解を深め、意思決定能力を高める教育の推進
- 4 学力を伸長し、学習方法を獲得する教育の推進
- 5 豊かな人間性と健やかな身体を育成する教育の推進



校章の表すもの

- ・咲いている花がモチーフである。
- ・それぞれのTは燕を表し、6羽は各学年を表す。
上部の色分けされた3羽は、光、力、英知を表す。
- ・学校に人材（生徒）が集結するイメージと、そこから外に向かって発せられる光、力、英知の力強さを表現している。

新潟県立燕中等教育学校校歌

作詞・作曲 梅原司平

実り豊かな 越後の大地
 恵みを受けて 生まれた生命
 遠い祖先の 夢をうけつぎ
 未来の扉を叩け
 支えあう友情 分かちあう喜び
 教室の窓辺に 愛の光あふれる
 世界をめぐる 燕のように
 遙かな未来をめざせ

生命育む 信濃の流れ
 弥彦の峰に 届く海鳴り
 故郷の歌 いつも心に
 平和の扉を開け
 求めあう真実 学びあう楽しさ
 放課後の校舎にいつも歌があふれる
 大空駆ける 燕のように
 新たな歴史を描け



13

えあう 一ゆうじょう わかちあう 一よろこび きょう ほう
めあう 一しんじつ まなびあう 一たのしさ ほう

G D/F# E₇ E₇ A_{7sus4} A₇

17

しつの 一まどべに あいの ひかりあふれる せか おお
かごの 一こうしゃに いつも うたがあふれる おお

F# B_n G E₇ A₇ A₇

21

いをめぐる一 つばめ ののように一 はるかなみらいをめさせ いの
ぞらかける一 つばめ ののように一 あら

D F#₇ G D B₇ A₇ D

25 2

たなれきしをえがけ

B₇ A₇ D B₇ A₇ D

rit.

校歌を作っていただいたのは、シンガーソングライターの梅原司平さんです。校歌が歌われるのは、入学式、卒業式、始業式、終業式など、ほとんどが「式」の中です。しかし、燕中等教育学校の校歌は、日々歌われて生徒が希望を胸に抱くことができるよう、また葛藤に陥り悩んでいる時にも口ずさまれ、生徒の内面に響き、遠くに光を見つけることができるようにと願って作成されました。

第二校歌（旧県立燕高等学校校歌）

作詞 宮沢 章二 作曲 小山 章三

はつらつと元気よく
f

1 かおる やひこに にちりんさ よーく
2 ゆめよ あふれよ はなさけき くーよ
3 えちご あらうみ しおさいは るーか
mf

りょくやを こえーて とーぶーつ ばめせ
だいちに みがーく みーとーこ ころめふ
せかいに ひびーく なーはーつ ばめひ
mf

かおる弥彦に 日輪清く
緑野を越えて 飛ぶ 燕
青春 悔いなく ここに学び
われら になうは 光
われら うたうは 望み
伸びゆく命 燐えて立つ

いしんく いなく ここにまなび
うせつおそれずともにさたえ
とみもあとかるくみらいめざし
われいきわれわれ

ら になうはひかりわれら うたうはのぞみの
はたらくほこりいきてやりぬくちかいつ
ら はばたくちからわれら みなぎるえいいち
piu

びゅくいのちはもえーてたつ
ばめのいきはたかーらかけ
のりのばのきこうかがーやけ
に

夢よ溢れよ 花咲け 菊よ
大地に磨く 身とこころ
風雪 おそれず 共に鍛え
生きて はたらく 誇り
生きて やりぬく 善い
燕の 意気は 高らかに

越後 荒海 潮騒はるか
世界にひびく 名は 燕
ひとみも明るく 未来目ざし
われら 羽ばたく 力
われら みなぎる 英知
実りの母校 かがやけよ

目 次

沿革	8
学則	10
表彰規定	14
生徒心得	16
生徒の自転車通学に関する規定	20
生徒の服装規定	21
生徒の届け・手続きに関する規定	23
図書館の利用に関する規定	26
ストーブ使用規定	28
保健室の利用の仕方	30
地震応急対策	32
来校者(不審者)を見かけたとき	36
県立燕中等教育学校生徒会規約	37
県立燕中等教育学校選挙規定	46
部活動規程	50
学校指定用品の購入の仕方	55

沿革

平成16年11月1日	新潟県立燕中等教育学校設置
平成17年4月	新潟県立燕中等教育学校開校
11月	第1回入学式挙行 開校記念式典挙行
平成18年4月	第2回入学式挙行
平成19年4月	第3回入学式挙行
7月	管理棟西側大規模・耐震改修工事、大体育館耐震補強工事 防砂ネット設置工事(1期)
11月	防砂ネット設置工事(2期)
平成20年4月	第4回入学式挙行
6月	管理棟東側大規模・耐震改修工事
7月	第5回入学式挙行
平成21年4月	小体育館耐震工事
7月	第6回入学式挙行
平成22年4月	グラウンド芝生化
7月	第7回入学式挙行
平成23年3月	第1回卒業証書授与式挙行
4月	第2回卒業証書授与式挙行
平成24年3月	第3回卒業証書授与式挙行
4月	第4回入学式挙行
7月	特別教室棟大規模改修工事(1期)

新潟県立燕中等教育学校学則(抜粋)

平成25年 3月	第3回卒業証書授与式挙行
4月	第9回入学式挙行
7月	特別教室棟大規模改修工事 (2期)
平成26年 3月	第4回卒業証書授与式挙行
4月	第10回入学式挙行
10月	創立10周年記念式典挙行
平成27年 3月	第5回卒業証書授与式挙行
4月	第11回入学式挙行
平成28年 3月	第6回卒業証書授与式挙行
4月	第12回入学式挙行
平成29年 3月	第7回卒業証書授与式挙行
4月	第13回入学式挙行
平成30年 3月	第8回卒業証書授与式挙行
4月	第14回入学式挙行
平成31年 3月	第9回卒業証書授与式挙行
4月	第15回入学式挙行
令和2年 3月	第10回卒業証書授与式挙行
4月	第16回入学式挙行
令和3年 3月	第11回卒業証書授与式挙行
4月	第17回入学式挙行

1 学年を分けて、次の2学期とする

1学期 4月1日から9月30日まで

2学期 10月1日から3月31日まで

2 成績の評価並びに評定

- (1) 各教科・科目における各学期及び学年の評価並びに評定は絶対評価として、100点法と5段階で行う。
- (2) 各学期の成績の評価は、平素の学習成績及び定期考査の成績に基づいて行う。
- (3) 各学期の成績の評定の内容は、次のとおりとする。

① 前期課程における教科の評定

評定	学習の状況	達成率(%)
5	十分満足されると判断されるもののうち、特に高い程度のもの	90~100
4	十分満足されると判断されるもの	80~89
3	おおむね満足されると判断されるもの	50~79
2	努力を要すると判断されるもの	40~49
1	一層努力を要すると判断されるもの	0~39

※ 総合的な学習の時間、道徳は、観点別にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

② 後期課程における必修科目並びに選択科目の評定

評定	5	4	3	2	1
評点	100～80	79～65	64～50	49～35	34～0

(4) 1学期及び2学期の成績並びに出欠等の状況は、通知表により保護者に通知する。

3 後期課程における単位修得の認定

- (1) 各教科・科目の履修の結果が、次すべてに該当するとき、校長はその単位の修得を認定する。
- ① その教科・科目の出席が授業時数の3分の2以上であるとき。
 - ② その教科・科目の評定が2以上であるとき。
- (2) 特別活動及び総合的な学習の時間、総合的な探究の時間の出席が授業時数の3分の2以上であり、かつ履修の結果が、その目的を達成しているとき、校長はその単位の修得を認定する。
- (3) 特別の事情により、欠課時数が基準を超えた場合、校長は補充授業を認めることができる。

(4) 評定が1である教科・科目がある場合には、その年度内において追認考查を行い、満足すべき成果が得られたとき、校長はその単位を追認する。

4 後期課程における進級と原級留置の認定

- (1) 校長は、学業成績、出欠状況、特別活動等の履修の結果、生活態度等を総合的に判定し、満足する結果が得られるときは進級を認定する。
- (2) 当該年度の3月末日までに、次の一つに該当する者は、原級に留め置き、当該年度の全課程を再履修させる。
- ① 単位不認定の教科・科目がある者。
 - ② 特別活動及び総合的な学習の時間、総合的な探究の時間を履修した結果が満足であると認められない者。

5 卒業

- (1) 次のすべてに該当するとき、校長は卒業を認定する。
- ① 本校の教育課程において卒業までに履修することを定められた各教科・科目、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間、総合的な探究の時間の単位をすべて修得したとき。

- ② 各教科・科目以外の教育活動について、その成果が認められるとき。
- ③ 生活態度が本校生徒としてふさわしいとき。

表 彰 規 定

この規程は、校長が、次の各項に該当する生徒個人又は団体を表彰し、その功績をたたえるため、必要な事項を定める。

学業、人物その他について優秀な生徒個人又は団体は、次のとおりとする。

- 1 社会貢献又は善行をしたと校長が認めたもの
- 2 学校の名誉・発展に寄与したと校長が認めたもの
- 3 生徒の自己実現が顕著と校長が認めたもの
- 4 その他必要と校長が認めたもの

補則 対外的な大会・コンクール等で表彰を受けたものは、報告と伝達表彰を行う。

生徒心得

この生徒心得は、生徒が的確に判断し、適切な行動を心掛け、安全かつ本校生徒としての自覚と誇りをもって学校生活を送ることを目的に定める。

1 最も大切な心

- (1) 命を大切にする心
- (2) 人権を尊重する心
- (3) 品位を保つ心
- (4) 時間を守る心

2 登校・下校について

- (1) 通学に当たっては、安全に留意するとともに、交通ルール・マナーを遵守する。
- (2) 必要に応じて自転車通学を認める。
- (3) 自転車通学に関する規程は、別に定める。
- (4) 諸活動等に伴う下校の時間については、別に定める。

3 服装・頭髪・持ち物について

- (1) 別に定められた服装規定に従い、制服及び学校指定の体育着を着用する。
- (2) 頭髪は、清潔で学習や運動の邪魔にならない髪型にする。着色やパーマは禁止する。

- (3) 運動靴は学校指定のものを使用する。屋内用と屋外用を区別する。
- (4) 学習に必要なないもの、不必要な金銭等は持てこない。
- (5) 携帯電話について
 - ・前期は朝学活で貴重品として担任が預かり、終学活で返す。後期は自己管理。
 - ・校内では電源を切る。
 - ・風雨・降雪時、玄関で使用することは認める。
 - ・目的外使用があった場合、厳重に注意する。度重なる場合は保護者へ連絡し、持込を禁止する。

4 校内生活について

- (1) 明るいあいさつを励行し、人との交流に努める。
- (2) 諸活動には積極的に取り組む。
- (3) 登校後は校地外に出ない。必要があって外出する場合は、担任の許可を得る。
- (4) 整理・整頓に努め、学習環境を整備する。
- (5) 放課後の過ごし方について
 - ・教室は『自学自習』の場なので、私語は慎む。

(6)その他

- ・前期課程の生徒は自動販売機を使用しない。
- ・飲料水の持込は可とする。
- ・後期課程の生徒は自動販売機の使用を認める。
- ・給食で出たものは持ち出さない。
- ・後期課程の生徒の昼食は原則として教室でとる。

5 校外生活について

- (1) 校外生活においても、本校生徒としての自覚と誇りをもって行動する。
電車・バス・駅・バス停の利用において公共の場所ではマナー良く行動する。
- (2) アルバイトは、学業生活に専念する観点から、禁止する。
- (3) 事故に遭ったとき及び事故を起こしたときは、直ちに学校に報告する。
- (4) バイク・自動車の免許取得は原則禁止とする。
- (5) 選挙運動及び政治的活動については、校内外を問わず関係する法律を遵守するとともに、本校生徒としての自覚を持って行う。

6 届出事項等について

- ・届け・手続きについては、別に定める。

7 その他

- ・図書館利用規定、ストーブ使用規程及びその他必要な規程については、別に定める。

生徒の自転車通学に関する規定

- 1 本校は、本人及び保護者からの「自転車通学願」を受けて、自転車による通学を許可する。
- 2 自転車通学を許可された者は、通学用自転車に本校所定のステッカーを貼付する。
- 3 アップハンドルなど改造されたものや、ブレーキがない等、危険な運転につながる自転車の使用は認めない。
- 4 通学用自転車は、指定された場所に整頓して置き、必ず施錠する。
- 5 自転車通学者は、交通ルールやマナー及び学校の規程を遵守する。
- 6 通学用自転車は業者の安全点検を受けたものとし、常に整備をし、安全運転を心掛ける。
- 7 自転車通学者は、学校が指定する安全講習を受講しなければならない。
- 8 前期課程生徒で自転車通学を希望する生徒はヘルメットを着用する。
- 9 以上の規定に違反した場合は、必要な指導を行う。また違反が繰り返される場合は、自転車通学を取り消すことがある。

生徒の服装規定

- 1 本校所定の服装を正しく着用し、清楚な身なりを心がける。
- 2 正装は、次のとおりとする。
本校指定のブレザー・スラックス又はスカート・シャツ・ネクタイ又はリボン・靴下・校章バッジ
- 3 普段は、紺、白又は黒のソックス（ワンポイント可）の着用を認める。
- 4 校内では左胸ポケットの上に名札を付ける。
- 5 夏季は、指定の半袖シャツもしくは長袖シャツとする。
- 6 冬季は、セーター・ベスト（本校指定のもの）やストッキング（黒・紺またはベージュ）等を着用し、暖かい服装を心掛ける。
セーターは上着の胸元や下からはみ出さないものにする。
- 7 体育着は、本校指定のトレーニングシャツ、半袖シャツ、トレーニングパンツ、ハーフパンツとする。
- 8 衣替えは6月1日と10月1日を原則とする。

生徒の届け・手続きに関する規定

1 欠席、公欠等について

- (1) 病気や事故等で欠席・遅刻・早退等をするとき、災害で登校できないとき、法定伝染病で出校停止になったときは、口頭若しくは電話で、保護者を通して担任に連絡する。
- (2) 忌引きについては、保護者を通して連絡すること。期間は下記の範囲内とする。
 - ・ 両親 7日
 - 祖父母及び兄弟姉妹 3日
 - 伯叔父母 1日
- (3) 葬儀等のために遠隔地に赴く場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。
- (4) 部活等の対外行事で公欠と認められるとときは、事前に代表者が計画書を係職員に提出する。
- (5) 進学・就職のための健康診断や試験に行くときは、事前に公欠届を担任に提出する。
- (6) 必要があって学校から外出するときは、担任の許可を得る。

2 授業及び授業以外の生徒の活動について

- (1) 校舎・校具を破損した場合は、速やかに担任または係職員に報告し、必要に応じて破損届を提出する。
- (2) 日常の部活動や生徒会活動等で認められている場合以外に臨時に校舎（体育館、格技場、グラウンド、教室等）、校具（運動用具、A V機材等）を使用するときは、使用責任者が係職員の許可を得て使用し、使用後は直ちに終了報告をする。
- (3) 集会を催す場合は、係職員に届け出る。外部の者を交える場合は、校長の許可を得る。
- (4) 他校と交流するときは、顧問又は係職員と相談し、校長の許可を得る。
- (5) 揭示及び印刷物を配布するときは、事前に関係職員と相談し、係職員の許可を得る。
- (6) 休業日に部活動や生徒会活動等で活動するときは、事前に所定の手続きを行う。

3 その他

- (1) 住所変更をするときは、保護者を通して、担任に届け出る。
- (2) J R 乗車券の学生割引券を必要とするときは、事務室に学割交付願を提出する。

- (3) 在学証明書その他の証明書が必要なときは、事務室に証明書交付願を提出する。
- (4) 盗難、紛失のときは、担任に盗難・紛失届を提出する。
- (5) 学校管理下の災害については、日本スポーツ振興センターの給付対象になるので、担任及び顧問等に連絡し、保健室で手続きをとる。
- (6) 転学、留学、休学、復学、退学するときは、担任に連絡し、必要な手続きをとる。

図書館の利用に関する規定

生徒・職員は、教科及び総合的な学習の時間の調べ学習、自主学習及び読書等に資するため、積極的に図書館を活用するよう努める。

- 1 開館は、学校の休日及び特別な日を除き毎日行い、開館時間は別に定める。
- 2 閲覧用図書は、館内で自由に閲覧し、終わったら元の場所に戻す。
- 3 館内では、他人の学習や読書の妨げにならぬよう、静粛にする。
- 4 館内では飲食をしない。
- 5 館内では、職員及び係生徒の指示に従う。
- 6 館外への貸し出しは、「貸出のきまり」による。

貸出のきまり

- 1 貸し出しの時間は、原則として昼休み及び放課後とする。
- 2 1回につき1週間3冊以内とし、延長する場合は、所定の手続きを行う。
- 3 借りるときは、借りたい本を職員又は係生徒に渡す。

- 4 返却するときは、本を職員又は係生徒に渡す。
- 5 「禁持出」の本は、図書館内で利用する。
- 6 図書を紛失又は破損した場合は、速やかに職員か係生徒に申し出て、指示に従う。
- 7 長期休業中の貸し出しについては、別に定める。

ストーブ使用規定

1 使用日・時間帯と管理等

- (1) 使用可能日… 気温が12度以下を目処に、校長が指示する日とする。
- (2) 使用時間帯… 午前8時から終学活・最終授業終了までとする。
- (3) 点火・消火… 普通教室においては、原則として職員が行う（後期過程はストーブ係でも可）。特別教室においては、教室使用担当職員が行う。
- (4) 火力の管理… 授業中は授業担当者、授業以外では普通教室を学級担任、特別教室を教室使用担当職員が行う。
- (5) 点検・管理… 普通教室は学級担任、特別教室は火元取扱責任者が行う。

2 ストーブ使用上の注意

- (1) 普通教室は、授業、終学活、または放課後講習等の終了後、教室使用担当職員、または担任が消火を確認する。

- (2) 特別教室は、その教室の火元取扱責任者または教室使用担当職員の責任のもとに使用する。
- (3) 使用中は、十分な換気を行うとともに火力の調節に配慮する。
- (4) ストーブ近くの床や壁面に可燃物を置いたり掲示したりしない。また、ストーブの周りで騒いだり、可燃物を近付けたりしない。
- (5) 空き教室になるときは、消火するか、設定温度を16~18度にし、ドア及び窓を閉める。
- (6) 異常を認めた場合は、直ちに職員に連絡する。
- (7) 各室の火元取扱責任者または講習等の教室使用担当職員は、退校時に、部屋の火気の安全を確認する。

保健室の利用の仕方

保健室は学校の保健センターです。多くの生徒が利用しますので、マナーを守って、みんなが気持ちよく利用できるようにしましょう。

- 1 けがや病気で利用する場合は、なるべく担任または教科担任に断ってから来室する。ただし、急を要するときはこの限りではない。
緊急を要しないときは、なるべく休み時間に来室する。
- 2 保健室に入るときは、ノックとあいさつをして自分の用件をはっきり伝える。
その後「保健室来室記録カード」に記録し、先生に見せる。
- 3 具合が悪い場合、保健室での休養は1時間とする。その後は体調をみて、教室に戻るか早退するかを判断して決める。早退はしないが、教室にも戻らないというのは原則認められない。
- 4 けがや病気で保健室で手当を受けたときは、担任の先生あての連絡票「保健室からのお知らせ」を持たせるので、教室に戻った際、担任または教科担任に渡す。
- 5 保健室内では先生の指示を守り、勝手に薬品や書類、器具などにさわらない。

- 6 健康相談は隨時行っているが、基本的に授業を優先するので、健康相談をする場合は、昼休みや放課後などを利用する。
- 7 放課後、バス時刻や家人の迎えの時間までの待合い場所に保健室を使用しない。
- 8 保健室に先生が不在のときは、担任あるいは教務室の先生に申し出る。

地震応急対策

1 生徒の共通行動マニュアル

(行動マニュアル1)

- (1) まず、机の下に身を寄せる。
- (2) 落下物に備えて、頭を守る。
- (3) ゆれがおさまったら、まず火の始末。
- (4) 近くのドアを開けておく。
- (5) ガラスの破片に気を付ける。
- (6) 指示を確かめ、素早く避難。
- (7) 外へ逃げるときは、まわりに注意。

2 在校時の生徒の行動マニュアル

(行動マニュアル2)

- (1) 先生の指示をよく聞き、勝手な行動を取らない。
- (2) 机などを利用して、からだを低くしてもぐり、最初のゆれがおさまるまで行動を起こさない。深呼吸などをして気持ちを落ち着ける。
- (3) ドアや窓を開け、逃げられるようにする。
- (4) カバンや雨具など何も持たないで、上書きのまま外に出る。
- (5) からだ、特に頭に気を付け、避難のときは頭をかばんや本などで守る。
- (6) 途中から、教室など校舎内に戻らない。

(7) 押さない、走らない、しゃべらない。

3 在校時の居場所による生徒の行動マニュアル (行動マニュアル3)

- (1) 普通教室…… 机の下にもぐる。
- (2) 化学室等…… 机の下にもぐるか廊下に出る。
- (3) 図書室……… 机の下にもぐる。本棚に近寄らない。
- (4) 音楽室……… 机の下にもぐるか廊下に出る。ピアノ、テレビのそばから離れる。
- (5) 家庭科室…… 机の下にもぐる。
- (6) 情報教室…… 廊下に出る。
- (7) 体育館……… 壁に寄ってからだをかがめる。水銀灯等の真下は避ける。
- (8) グラウンド… 建物やバックネット、サッカーゴールから離れてからだをかがめる。
- (9) トイレ……… その場でからだをかがめる。個室に入っているときは戸を少し開ける。
- (10) 保健室……… 机の下にもぐる。
- (11) 廊下、階段… その場でからだをかがめて、頭を守る。

4 学校の危険な場所情報

(行動マニュアル4)

次の場所は、危険なので近寄らない。そばにいるときは、すぐに離れる。

- (1) ピアノの近く
- (2) 蛍光灯、水銀灯などの真下
- (3) 本棚、ロッカーの近く
- (4) 化学準備室や生物準備室の薬品棚の近く
- (5) 校舎の建物のすぐ近く
- (6) バスケットゴールの下、バックネット、サッカーゴールなどの近く
- (7) 下駄箱、飾り棚の近く

5 登下校時の生徒の行動マニュアル

(行動マニュアル5)

(登下校以外で学校外にいるときも、これに従う。)

- (1) カバン、雨具、コートなどで頭を守る。
- (2) 古い建物や建てている途中の建物、壊れそうな建物には近づかない。
- (3) ブロックの塀、石垣には近づかない。
- (4) 狹い道路は、できるだけ避ける。
- (5) がけ下、川岸から、できるだけ早く遠ざかる。
- (6) 海岸では高台に逃げる。
- (7) 山間部では落石や土砂崩れに注意する。

- (8) 橋の上や下は危険、できるだけ早く遠ざかる。
- (9) 電車やバスの中では、運転手、車掌、駅員などの指示に従う。
- (10) 自転車に乗っているときは、速やかに停車し、他の交通の妨げにならないようにする。
- (11) 物にはさまって動けないときや、すぐ近くまで火が迫って来たときなどは大声で助けを呼ぶ。音を出せる物があれば、それを使って自分のいる場所を知らせる。
- (12) それぞれに助け合いながら、力を合わせて安全なところへ行く。
- (13) 学校が近い場合は学校へ行く。それ以外は、家に戻るか、指定の避難場所へ行く。
- (14) タオル等を常に携帯していると、救急材料として役立つ。

来校者(不審者)を見かけたとき

来校者の確認	危険な不審者と判断
<ul style="list-style-type: none"> ・ 来校者にあいさつする 「こんにちは」 (必要以上に近づかない) 	<p>①直ちに近くの教師又は職員室に連絡する。</p> <p>②「包丁、包丁、不審者」等、大声を出したり非常ベルを鳴らしたりして逃げる。</p>

県立燕中等教育学校生徒会規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、県立燕中等教育学校生徒会という。

第2条（目的）

本会は、校長から委任された権限に基づいて、生徒の民主的な協議のもとに、集団生活の発展に資する自主的活動の実践に努める。

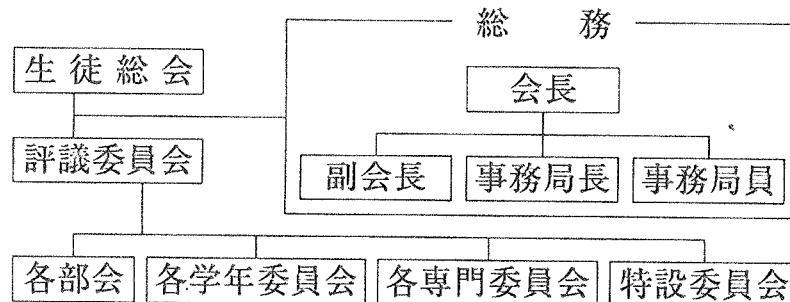
第3条（会員）

本会は本校生徒全員で組織する。

第2章 機関

第4条（組織）

本会は、下の図のように組織される。



第5条（生徒総会）

- 1 生徒総会は、本会の最高の議決機関である。
- 2 生徒総会は全会員で構成し、全校生徒の4分の3以上の出席を得て成立する。
- 3 生徒総会では次のことを審議・決定する。
 - (1) 活動の基本方針と計画
 - (2) 予算の決定、決算の承認
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他必要な事項
- 4 生徒総会に提案された事案は、会員の過半数の賛成により承認される。ただし、本規約の改正については、生徒総会で3分の2以上の賛成および校長の承認を必要とする。
- 5 生徒総会の議長、副議長は、生徒会長が委嘱する。
- 6 生徒総会は年1回以上とする。ただし必要がある場合は、第3章の規定に基づいて、臨時生徒総会を開くことができる。

第6条（評議委員会）

- 1 評議委員会は生徒総会につぐ議決機関である。
- 2 評議委員会は、各学級で選出された評議委員で構成される。評議委員は学年委員が兼任する。

- 3 評議委員会の運営は生徒会総務があたり、議長は原則として事務局長が務める。
- 4 評議委員会では次のことを審議・決定する。
 - (1) 活動の内容や方法の決定に関すること
 - (2) 予算・決算に関すること
 - (3) 規約を実施するうえで必要な規則の決定に関すること
 - (4) 生徒総会に提出する議案に関すること
 - (5) その他必要な事項
- 5 評議委員は評議委員会に出席して、審議や採決にあたる義務がある。また、評議委員会で決定したことを、確実に学級に報告しなければならない。

第7条（生徒会総務）

- 1 生徒会総務は、本会の執行機関である。
- 2 生徒会総務は生徒会長1名、生徒会副会長3名、事務局長1名、事務局員若干名で構成される。(生徒会副会長3名のうち、少なくとも1名は前期生徒から選出する。)任期は1年間とする。生徒会長、生徒会副会長、事務局長を生徒会三役と呼ぶ。
- 3 生徒会長、生徒会副会長、事務局長は別に定める生徒会選挙規定によって選出される。
- 4 事務局員は生徒会三役が必要に応じて委嘱する。

- 5 生徒会総務は次のことを行う。
 - (1) 予算案、年間行事計画の作成
 - (2) 決算の報告
 - (3) 議案の原案作成
 - (4) 生徒総会、評議委員会の招集、開催
 - (5) 生徒会行事の企画
 - (6) 各部門に応じた、活動の勧告及び活動内容の報告要求
 - (7) 専門委員会の新設・廃止等に関する発議
 - (8) その他必要な事項

第8条（専門委員会）

- 1 各専門委員会は学校生活を円滑にするために、生徒全員に対して活動するもので、任期は1年間とする。
- 2 各専門委員長は生徒会総務から委嘱され、任命される。
- 3 各専門委員は各学級から選ばれ、活動に当たる。
- 4 次にあげる専門委員会を常設し、活動を推進する。
 - (1) 図書委員会…会員の読書の支援や励行に関すること
 - (2) 保健委員会…会員の保健衛生の支援・励行に関すること
 - (3) 給食委員会…会員の給食活動の支援・励行に関すること

- (4) 福祉委員会…校内外の会員のボランティア活動を促進すること
- (5) 広報委員会…校内外に向けて当校の会員の活動を発信すること
- (6) 生活委員会…会員の規律正しい生活を送る支援に関するここと
- (7) 体育委員会…体育館のボール管理や体育祭、球技大会など、会員の健康増進に関するここと

第9条（学年委員会）

- 1 学年委員会は学校生活を円滑にするために、所属学年に対して活動するもので、任期はそれぞれの学年で定める。
- 2 学年委員会は各学級から選出された男女2名ずつで構成する。
- 3 学年委員は評議委員を兼任し、どちらの職責も果たすこととする。
- 4 学年委員の仕事の内容は、各学年の実情に応じて定める。
- 5 5学年の学年委員長と副委員長は、会計監査委員を兼任する。

第10条（特設委員会）

次にあげる委員会等は必要な期間に設置し、活動を推進する。

- 1 選挙管理委員会…生徒会三役選挙の実施。
- 2 学校行事に関する実行委員会…学校行事の運営への参画。
- 3 会計監査委員会…会計監査委員は生徒会会計の監査を行う。

第11条（役員の選出・認証・任期）

- 1 生徒会三役は全会員の投票によって選出される。事務局員は、生徒会三役が推薦し、委嘱する。正式には、校長による認証で確定する。
- 2 生徒会三役選挙は選挙管理委員会が、別に定めた選挙規定をもとに実施する。
- 3 各役員の任期は次の通りとする。

	生徒会総務	専門委員長
4月 ～ 11月	旧役員 (新生徒会三役選挙) 新生徒会三役により、 事務局員を委嘱する。 (新1年生の委嘱は5 月とする)	専門委員長 任期 4月1日 ～ 3月31日
12月1日 ～ 翌年 11月30日	新役員任期 12月1日～11月30日 生徒会総務により専門 委員長を委嘱する。	

第12条（部会）

- 1 部活動は、会員の個性を伸ばし、能力を高めていく活動とする。部活動の健全な運営を目指し、各部単位で部会を構成する。
- 2 各部ごとに部長（1名）と副部長（1名）を置く。
- 3 部活動の規定は別に定める。

第3章 会議

第13条（会議の成立・議決）

本会の会議は、構成員の4分の3以上の出席で成立し、出席者の過半数で成立する。可否同数の時は、議長の決定に従うものとする。ただし、本規約の改正については、生徒総会で3分の2以上の賛成および校長の承認を必要とする。

第14条（会議の開催）

- 1 本会の会議は、次の場合に開くことができる。
 - (1) 臨時生徒総会の開催…全会員の3分の1以上の要求があった場合および生徒会長または評議委員会が必要と認めた場合。

- (2) 評議委員会の開催…評議委員の3分の1以上の要求があった場合および生徒会長が必要と認めた場合。

第4章 会計

第15条（経費）

本会の経費は、生徒会費およびその他の収入による。生徒会費は会員より徴収する。

第16条（予算・決算）

本会の予算・決算は生徒総会の議決を必要とする。

第17条（会計監査）

会計の監査は年度中に1回以上行い、結果の報告は生徒総会で行う。

第18条（会計事務）

会計事務は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 付則

第19条（規約の改正）

本規約の改正は、評議委員会の3分の2以上の賛成で発議し、生徒総会の3分の2以上の賛成を必要とする。なお、公布は校長の認可によって行う。

第20条（他の規定）

本会の規約を実施する上で必要な事項は別に定め、生徒総会の過半数以上の賛成で議決する。

第21条（規約の実施）

本規約は平成19年4月1日から実施する。

県立燕中等教育学校選挙規定

- 1 この規定は県立燕中等教育学校の生徒会役員選挙に適用する。
- 2 選挙事務を行うために、各クラス2名を選出し、選挙管理委員会を設置する。任期は選挙準備から選挙後までとする。選挙管理委員の中から1名委員長を選出する。
- 3 生徒会会員は、生徒会選挙の選挙権と被選挙権を持つ。ただし選挙管理委員は、選挙権を持つが被選挙権を持たない。また、いっさいの選挙活動に参加できない。
- 4 選挙管理委員会は次の活動を行う。
 - (1) 選挙の公示
 - (2) 立候補届の受理と公表
 - (3) 選挙運動の指示と管理
 - (4) 立会演説会の開催
 - (5) 選挙の実施
 - (6) 開票結果の公表
 - (7) その他選挙に関すること
- 5 選挙される役員の名称及び人数は次の通りとする。

会長1名、副会長3名（2名は3・4年生、1名は1・2年生）、事務局長1名

6 選挙の公示は、投票日の3週間前とし7日前に立候補を締め切る。また、立会演説会は投票日の前日とする。立候補者は所定の用紙を責任者とともに選挙管理委員会に届ける。

7 選挙運動は次のとおりとする。

(1) 運動は、朝の呼びかけ、ポスター3枚以内（選挙管理委員会に提出し、選挙管理委員長が印を押した後、立候補者が選挙管理委員に認可された場所に掲示）、立会演説会時の演説のみとする。

(2) 都合により朝の呼びかけに充分な時間が確保できないと判断された場合には選挙管理委員会の判断で新たに時間を設ける。

8 立会演説会は次のとおりとする。

(1) 立会演説会は、選挙管理委員の運営のもとに行い、立候補者と責任者は、併せて5分間（厳守）の演説をすることができる。どちらが最初に話をしても構わない。1人だけでも構わない。演説は役職順、立候補順とする。

(2) 前に掲げる垂れ幕とたすきは、立候補者、責任者が用紙を選挙管理委員会からもらい、自分で作成する。

9 選挙は、次のとおりとする。

(1) 立会演説会の翌日朝に行い、全会員の無記名直接選挙とする。得票数が有効投票の過半数を超えた立候補者を当選とする。得票数が同数の場合および得票数が過半数を超えない場合には、3日以内に決選投票を行う。

(2) 対立候補がない場合は、その立候補者の信任投票を行う。

(3) 投票日に欠席することが分かっている生徒は、立会演説会の3日前までに選挙管理委員長に申し出ることで、期日前投票に参加することができる。期日前投票は立会演説会実施日の放課後に行い、3名以上の選挙管理委員が立ち会う。開票は選挙当日に併せて行う。

10 開票は次のとおりとする。

(1) 開票は投票日中に選挙管理委員が厳正に行う。また、最終的な票の集計は選挙管理委員長、副委員長を含めた選挙管理委員数名で行い、その委員数名の名前を開票責任者として公表する。

(2) 指定の用紙を用いない場合、指定の投票の方法でない場合、白紙の場合は無効とする。

- 11 校長の下で当選者を確定し結果を公表する。
得票数は公表しない。
- 12 上記選挙に関わる一連の行為において不正
が発覚した場合は、顧問を含めた生徒会・選
挙管理委員会による話し合いの後、当選を取
消すことがある。
- 13 この規定の改正は、生徒会総会またはそれ
に準ずる機関により行う。

平成26年10月10日 一部改正

平成26年10月10日 施行

平成28年5月20日 一部改正・施行

部活動規定

1 活動日

(1) 活動日について

- ① 授業日は、前期課程生徒について終学
活後～18：00、後期課程生徒について7
限終了後～18：00（18：15下校）とする。
- ② 週休日は、土曜・日曜のいずれか半日
の活動を認める。
- ③ 4月から10月までは水曜・金曜の週2
日、11月から3月までは冬期間の割り當
てで活動する。
- ④ 水曜または金曜が、会議その他、月歴
などで活動ができないことがあらかじめ
わかっている場合は、月曜に移動する。
- ⑤ 水曜日は部活動優先日として全員参加
を促すが、金曜日は課題優先日とする。

(2) 大会参加について

- ① 前期課程…中体連が主催、共催、後援、
もしくはそれに準ずる大会への参加を認
める。
- ② 後期課程…高体連、高文連が主催、共
催、後援、もしくはそれに準ずる大会へ
の参加を認める。

(3) 大会前の活動日延長について

上記（1の(2)）大会の1週間前は、放課後活動を連続して行うことができる。

2 活動場所

今年度の活動場所は別紙の通り

3 入部・転部・退部について

(1) 入部の場合

「入部届」を担任へ提出、担任は新顧問へ提出

※新2～新6年生は前年度中に所属確認を行う。

※4月上旬に部活動集会を設ける。（①顧問紹介 ②部員紹介 ③活動内容の確認 ④その他）

(2) 転部

「転部届」を前顧問からもらい、必要事項を記入のうえ、「転部届」を担任へ提出、担任は新顧問へ提出する。

(3) 退部

「退部届」を顧問からもらい、記入後、担任へ提出、担任は顧問へ提出
→「退部届」は部活担当者が保管する。

4 活動に関わる費用について

(1) 原則としてすべて自己負担とする。

① 生徒会費から各部への支出は生徒総会で承認後、決定する。

② 生徒会費から賄えない部分については部費として生徒から徴収し、購入する。

③ 中体連・高体連・高文連加盟費は生徒会費から支出する。

(2) 大会参加に伴う参加費、交通費、宿泊費等については本校の遠征費規定による。

5 冬期間の活動について

(1) 冬期間に限り、週3回の活動を保障するため、水、金曜日以外の活動を認める。ただし、放課後学習（補習等）を優先させる。

(2) 外の部活が体育館を使用するため、同じ曜日に活動が重ならないように、隔週で割り当てる。

6 部室の使用について

次の表のとおり割り当てる。

大体と小体の渡り廊下

No. 1	サッカー部&男女ソフトテニス部
No. 2	バレー部
No. 3	物置
No. 4	弓道部
No. 5	男女バスケットボール部

グラウンド

No. 1	
No. 2	サッカー部
No. 3	机等入れ
No. 4	網、芝生種等
No. 5	テント置き場として使用

※部活動で使用する物品の保管場所であり、
生徒が着替え等をする場所ではない。

7 1年生の活動について

(1) 活動の開始時期について

4月入部とし、具体的な日程は別紙の通りとする。

8 その他

(平成21年度部活動検討委員会報告から)

(1) 部活動設置規定

部活動新設は同好会からの移行を原則とする。部活動申請の前2年の活動を対象とし、かつその活動が顕著（先の見通

しが立つ）であった場合、部新設の申請を生徒会にすることができる。

(2) 部活動廃止規定

次の場合、部活動を廃止する。

- ① 活動が実施できなくなった場合。
- ② 生徒総会において継続が否決された場合。
以上2つの条件を満たした場合、その部活動を廃止する。

(3) 同好会設置規定

同好会を新設する場合は、次の3つの条件を満たさなければならない。

- ① 顧問を必要とする。
- ② 活動場所を明らかにする。
- ③ 活動人数が5名以上いる。

以上3つの条件を満たした後、同好会新設の申請を生徒会にすることができる。生徒会は提出された申請書の適否を検討し、適格と認められた場合、職員会議の審査を経た後、生徒総会での議決によって決定する。同好会には生徒会の予算をつけない。

(4) 同好会廃止規定

部活動の廃止規定に準ずる。

補則 部活動設置規程は、平成22年4月26日より施行する。

学校指定用品の購入の仕方

- 1 名札 → 先生から『名札申込袋』をもら
い、必要事項を記入する。
→ 『名札申込袋』にお金を入れる。
※ 1回の注文で1枚は770円、
2枚は840円
→ 先生に『名札申込袋』を渡し、
河野商店 (0256-62-2813) へ電
話で申し込んでもらう。
- 2 制服・靴下・ボタン・校章バッジ
◎以下の商店から各自で購入する。
 - ・まぜや呉服店
燕市仲町 2963 0256-62-2715
 - ・紅屋呉服店
燕市宮町 3009 0256-62-2760
 - ・立川商店
燕市中川 178 0256-62-3870
 - ・ワタソ
三条市林町 1-2-11 0256-32-6371
 - ・うさみ
燕市吉田神田町 8-4 0256-92-2185

3 運動靴（内履き・外履き）

◎以下の商店から各自で購入する。

- ・セトチヨー

燕市吉田 3759-1 0256-93-2120

- ・マルヒロ靴店

三条市本町 2-1-36 0256-33-1496

- ・よこやま商店

燕市中央通 4 0256-62-3395

4 体操着

◎以下の商店から各自で購入する。

- ・オンザロード

三条市一ノ門 2丁目 12番 34号 0256-46-8227